

生商第44号

ものづくりコーディネーター支援業務に係る公募型プロポーザルの実施について（公告）

令和6年6月5日

生駒市長 小紫 雅史

下記業務について、公募型プロポーザル方式による受託候補者の特定をするに当たり、参加者の募集を行うので、公告する。

記

- 1 業務名
ものづくりコーディネーター支援業務
- 2 委託内容及び提出書類
別添「ものづくりコーディネーター支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領」のとおりに従うこと。
- 3 業務期間
契約締結日から令和7年3月31日まで
- 4 参加資格
プロポーザルに参加できる者（提案者）は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。
 - (1) 公示日現在から受託候補者特定の日までにおいて、本市の入札参加停止措置を受けていないこと。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
 - (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てをしていないこと、及び開始決定がされていないこと。
 - (6) 次に該当する法人等でないこと。
 - ア暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）
 - ウ暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統治下にある法人等エアからウまでに掲げるもの（以下「暴力団等」という。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、暴力団等に対し資金を供給し、又は便宜を供与するなど積極

的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。)を行う法人等
オ役員等(法人にあっては役員及び経営に事実上参加している者、法人以外の団
体において代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ)が、暴
力団等の利益となる活動を行う法人等

カ役員等が暴力団等と社会的に不適切な交友関係(相手方が暴力団等であること
を知らず、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするような関係をいう。)
を継続的に有している法人等

- (7) 公示日から過去10年間に於いて国、地方公共団体や民間企業等の技術的支援又は経営支援業務の受注実績があり、契約期間を通して仕様書の資格要件を満たすコーディネーターを1名以上配することができること。
- (8) グループによる提案も可能とする。その場合、すべての構成団体についても参加資格(1)～(6)を満たすこととし、グループ代表者は、(7)についても満たさなければならない。なお、グループの構成団体となった場合、別に単独又は他のグループに参加して本プロポーザルの提案者となることはできない。

5 提出期限 令和6年6月25日(火)正午まで(必着)